

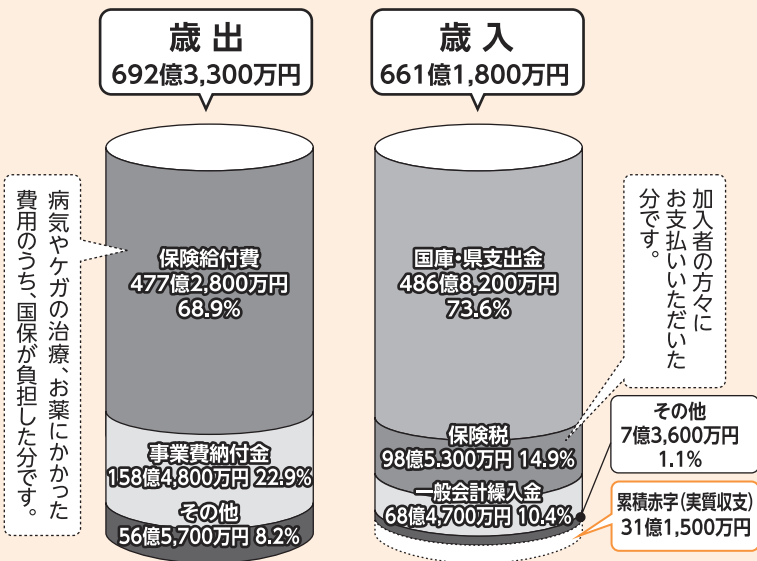
ひまわり

令和2年3月発行

目次

- 1面 30年度決算、医療費節約のポイント など
- 2面 はり、きゅう券交付要件、高額療養費 など
- 3面 学生特例、倒産・解雇等の軽減措置、国保税の特別徴収 など
- 4面 国保の手続き、口座振替の案内 など

平成30年度決算

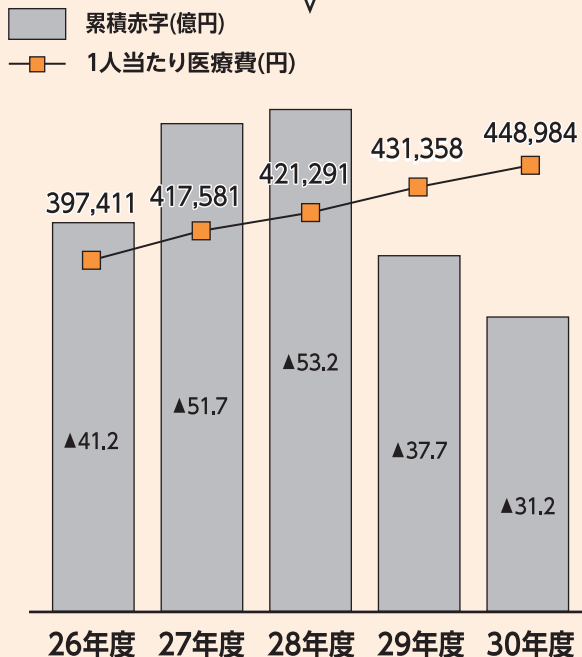


◎依然として続く厳しい赤字財政

30年度末累積赤字 約31.2億円

(赤字分は、令和元年度からの繰上充用金(翌年度からの前借り)で対応しています。)

本市国保の過去5年間の推移



30年度医療費

◆中核市(58市)の中で
高い方から第4位!!

1人当たり
448,984円



30年度国保税

◆中核市(58市)の中で
低い方から第3位!!

◆平成21年度以降、国保
税率は据え置き

1人当たり
80,216円

みんなの健康、ささえる国保。鹿児島市は厳しい財政運営が続いています。

国民健康保険事業は、加入者全員で国保税を出し合い、必要な医療費を負担する助け合いの医療制度です。

本市の国保財政は、依然として厳しい状況が続いています。要因は、医療技術の高度化や高齢化の進展により、1人当たりの医療費が高くなっていることなどによるものです。

◎累積赤字を解消し、健全な財政運営のために…

《鹿児島市の取り組み》

平成29年度に策定した「国保財政健全化計画」に基づき、加入者の健康増進及び医療費に対する意識高揚の取り組みや国保税の収納率向上対策など、累積赤字解消のための取り組みを行っています。(詳しくは鹿児島市ホームページに掲載しています)

《加入者のみなさんができること》

- 医療費(病院代)の節約に努めましょう!
- 生活習慣を見直しましょう!
- 国保税は納付期限内に納めましょう!



※ 医療費(病院代)の節約ができれば、本人負担も減り、将来の国保税の抑制にもつながります。

みなさまのご協力をお願いします!!

医療費(病院代)節約のポイント

普段、何気なく支払っている医療費ですが、受診のしかたによっては、無駄を省き、節約することができます。家計の節約と同じように、医療費も節約していきましょう!

- 1 定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう
- 2 「はしご受診」はしないようにしましょう
- 3 時間外、休日受診はなるべく避けましょう
- 4 ジェネリック医薬品を使用しましょう
- 5 かかりつけ医を持ちましょう
- 6 お医者さんを信頼し、指示を守りましょう

4月から特定健診が始まります!! (40~74歳の方)

4月から、令和2年度の特定健診が始まります。
詳しくは、同封の「特定健康診査のお知らせ」のチラシをご覧ください。

自己負担は0円!
個人で受けると約10,000円かかる
検査が無料で受けられます。



はり、きゅう施設利用券交付要件について

■ はり、きゅう施設利用券の申請前に特定健診を受けてください。

【交付要件】

- ・ 納期到来分の保険税完納世帯であること
- ・ 40歳以上の方は、特定健診を当年度から過去2年度のうち少なくとも一度受診していること
- ※ 職場健診や人間ドック等の結果を特定健診に代えることができます。はり、きゅう施設利用券の交付申請時に検査結果をお持ちください。

第三者行為による傷病届について

交通事故や傷害、犬咬みなど第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担することになりますが、業務上や通勤災害によるものでなければ、国民健康保険証を使って診療を受けることができます。ただし、その場合には、必ず、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険課に提出してください。(届出により、加害者に代わり市が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、市が立て替えた分を加害者へ請求します)

高額療養費制度

同一の月に医療機関に支払った一部負担金(保険診療分)が、所得や年齢によって定まる下表の「自己負担限度額(月額)」を超えたときに、その差額が申請により高額療養費として支給されます。申請の期限は診療月の翌月から2年間となります。

自己負担限度額(月額)

(70歳未満)

区分	自己負担限度額
所得が901万円を超える	ア 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降は140,100円【※1】
所得が600万円を超え901万円以下	イ 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降は93,000円【※1】
所得が210万円を超え600万円以下	ウ 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円【※1】
所得が210万円以下(市民税非課税世帯を除く)	エ 57,600円 4回目以降は44,400円【※1】
市民税非課税世帯	オ 35,400円 4回目以降は24,600円【※1】

(70歳以上75歳未満) ※平成30年8月診療分から

区分	負担割合	自己負担限度額		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 (690万円以上)	3割	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降は140,100円【※1】	
	Ⅱ 課税所得 (380万円以上)	3割	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降は93,000円【※1】	
	Ⅰ 課税所得 (145万円以上)	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円【※1】	
一般	2割	18,000円	57,600円 4回目以降は44,400円【※1】	
市民税非課税	Ⅱ (Ⅰ以外)	2割	8,000円	24,600円
	Ⅰ【※2】	2割	8,000円	15,000円

【※1】 表中の4回目以降の金額は、診療を受けた月を含む過去12か月以内に自己負担限度額以上の負担が4回以上あったときの4回目以降に適用される自己負担限度額です。ただし、70歳以上75歳未満の適用区分が一般・市民税非課税Ⅱ・市民税非課税Ⅰの外来個人単位のみで自己負担限度額を超える場合は対象回数に含みません。

【※2】 同一世帯の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税で、それぞれの所得が0円かつ年金収入が80万円以下の世帯の人です。

※ 70歳未満の人の合算の対象となる一部負担金は、診療を受けた暦月(1日から末日まで)で、各医療機関ごとの、入院・外来別、内科・歯科別で、21,000円以上の保険内の支払いがあるもの(外来診療で院外処方がある場合は、処方箋を出した医療機関の外来分と薬代の合計額が21,000円以上のもの)です。

※ 食事代や保険外(差額ベッド代など)の支払いは対象になりません。

高額療養費支給申請に必要なもの

- 療養者の国保の保険証の原本
 - 医療機関などの領収書の原本または支払い証明書の原本
 - 普通預金通帳
 - 世帯主の印鑑(認印可)
 - 申請に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)
 - 療養者及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)
 - 世帯主以外の方が申請に来る場合は、委任状や世帯主の保険証など、その世帯主が代理人を指定した事実を確認できる書類(その世帯主と同一世帯の人が申請に来る場合は不要)
- ◎ 限度額適用認定証(市民税非課税の場合は限度額適用・標準負担額減額認定証)を保険証と共に医療機関等へ提示すると、保険診療分について窓口での一部負担金の支払い額が上記の限度額までとなります。(保険税に滞納がある場合は原則として認定証の交付は受けられません。また、70歳以上75歳未満で適用区分が一般の方と現役並み所得者Ⅲの方については、保険証を提示することで限度額の適用を受けることになりますので認定証は不要です)
- ※申請には、上記【高額療養費支給申請に必要なもの】のうち①、⑤、⑥、⑦と申請に来る人の印鑑(認印可)が必要です。
- ◎ 市民税非課税の方は、食事代が減額になる場合があります。詳しくはお問合せください。



学生特例のご案内

学生特例とは、修学のため他市区町村に転出している学生が対象要件を満たせば親元の国民健康保険の被保険者と認められる制度です。

現在、学生特例を受けている人で今年3月に卒業する人は、国保の資格喪失の手続き、進学で修学延長する人は特例延長の手続きがそれぞれ必要です。



また、新たに学生特例を希望される場合も手続きが必要です。

医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免

災害(震災、風水害、火災など)を受けた場合、又は倒産・解雇等による失業(定年退職、自己都合などは除く)、疾病、負傷などにより申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減し、一定の額以下になった場合に、申請月から3ヶ月の期間、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金が減免される場合があります。

倒産・解雇等による離職者に対する特例措置(軽減措置)

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置(最長2年間)が受けられます。また、この申告により高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。

- ①離職日時点において65歳未満の人
- ②雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する人

【申告時に必要なもの】

雇用保険受給資格者証(原本)、認印、申告に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)

※雇用保険受給資格者証の交付を受けたら、早めに申告してください。

市県民税の申告のお願い

令和2年度の国保税は、加入者の前年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。

所得がなかった人や障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人なども必ず市民税課及び各支所税務課で市県民税の申告をしてください。(申告することで国保税や高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります)

ただし、次に該当する人は申告不要です。

- ①税務署に所得税の確定申告書を提出する人(所得税と異なる課税方式を選択する場合を除く)、または給与収入(所得)のみで勤務先から鹿児島市に給与支払報告書を提出してある人
- ②公的年金等(障害・遺族年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の人で、前年中の支給額(複数の年金を受給されている人はその合計額)が151万5千円以下の人
- ③前年中に所得がなく、年末調整や所得申告などで同一生計配偶者や扶養親族になっている人(鹿児島市外の親族から税金上の扶養となっている人は申告が必要です)

国保税の特別徴収(年金からの差引き)について

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であり、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、世帯主の年金から、その世帯の国保税を特別徴収することになります。(ただし、年度途中に世帯主が75歳に到達するなど一定の条件に該当する場合には対象になりません)

特別徴収額などについては、それぞれの区分に応じた時期に通知書を送付してお知らせいたします。

区 分	通知書名	通知時期
すでに特別徴収の世帯		2月
令和2年度から新たに特別徴収が始まる世帯	4月開始	仮徴収通知書
	6月開始	
	8月開始	納税通知書
	10月開始 ※	納税・更正通知書
		6・7・8月

※10月開始については、6月・7月・8月のいずれかにお知らせします。



天璋院 篤姫

◎年間の特別徴収額ができるだけ均等になるように、6月と8月の仮徴収額を変更した通知書を4月に送付する場合があります。

国保税は納期限内に納めてください

国保税を納期限内に納付されない場合は、督促手数料・延滞金が加算され、最終的には、差押え等の滞納処分を受けることになります!!



納付が途絶えると...

納期限から1年以上にわたり納付等がない場合、被保険者資格証明書(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの加入者を除く)が交付されます。この資格証明書で病院を受診されますと、一旦、医療費のすべて(10割分)を自己負担することになります。



支払う能力があるにもかかわらず未納の場合...

- ・国保で受けられる給付の一時差止め(疾病及び負傷等に対する給付)
- ・財産調査を行い「差押え」を実施

(※分納中でも、財産調査の結果によっては滞納処分を受けることがあります。)

☆これらは、納付相談の機会を確保し、国保制度への理解と税負担の公平を図るためのものです☆

国保の手続き



こんなときには必ず14日以内に届け出をしてください!

各届け出にはマイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカードなど)と手続きに来る人の本人を確認できるもの(運転免許証など)も一緒にお持ちください。(別世帯の人が代理人として手続きをするときは委任状も必要。)

●国保をやめるとき

※本市国保資格喪失年月日以降にそのまま保険証を使用すると、後日、国保が負担した医療費を返還していただく場合があります。

こんなとき	届け出に必要なもの
他の市区町村に転出するとき	保険証(世帯全員分)
職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(該当者全員分)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護(開始)決定通知書

●国保に加入するとき

※国保への加入は、今までの健康保険の資格喪失年月日以降にお手続きください。

こんなとき	届け出に必要なもの
他の市区町村から転入したとき	印かん(認印可) ※転入届後に加入手続きができません
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書、印かん(認印可) ※職場の健康保険の資格喪失年月日以降に加入手続きができません
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者の健康保険資格喪失証明書、印かん(認印可) ※被扶養者の健康保険資格喪失年月日以降に加入手続きができません
子どもが生まれたとき	印かん(認印可) ※住民登録後に加入手続きができません
生活保護を受けなくなったとき	保護(廃止)決定通知書、印かん(認印可)

●その他

こんなとき	届け出に必要なもの
市内間で転居したとき	保険証(世帯全員分)、印かん(認印可)
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を分離または合併したとき	
保険証をなくしたり汚したりしたとき(再発行)	印かん(認印可)、汚した保険証

口座振替のご案内

国民健康保険税の納付は、安全・確実・便利な
口座振替(自動払込)をぜひご利用ください。

1. 現金を持ち歩く必要がなく、安全です。
2. うっかり納め忘れる心配がなく、納付が確実です。
3. 金融機関等へ出かける手間がいらず、忙しい方には便利です。

窓口での過誤納金還付業務の廃止について

令和2年4月から、窓口での現金による還付業務を廃止します。

過誤納金が発生した場合には「還付通知書」をお送りしますので、通知書に同封してある案内に沿って、振込口座などの必要事項を記入、押印のうえ国民健康保険課納税係までご返送ください。

なお、国民健康保険税及び市県民税等に滞納がある場合、過誤納金は滞納になっている税金に充当されます。

国保に関するお問い合わせは

本 庁	国民健康保険課 別館1階3番窓口	
	国保の加入・脱退、給付については	給付係 ☎(直通) 216-1228
	特定健診・保健指導については	保健事業係 ☎(直通) 808-7505
	国保税の計算・内容については	賦課係 ☎(直通) 216-1229
	国保税の納付・納税相談については	納税係 ☎(直通) 216-1230
	国保の財政については	庶務係 ☎(直通) 216-1227
谷山支所	市民課国民健康保険係	☎(直通) 269-8414
伊敷支所	総務市民課市民係	☎(直通) 229-2115
吉野支所	総務市民課市民係	☎(直通) 244-7284

吉田支所	総務市民課市民係	☎(直通) 294-1212
桜島支所	桜島総務市民課市民係	☎(直通) 293-2347
//	東桜島総務市民課	☎(直通) 221-2111
喜入支所	総務市民課市民係	☎(直通) 345-3754
松元支所	総務市民課市民係	☎(直通) 278-2114
郡山支所	総務市民課市民係	☎(直通) 298-2113
サンサンコールかごしま		☎(直通) 808-3333
市ホームページアドレス	http://www.city.kagoshima.lg.jp/	

国保のすがた

世帯数：78,364世帯
被保険者数：119,068人
(令和2年1月末現在)

